

## 新潟市花の需要・消費拡大支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市花の需要・消費拡大支援補助金（以下「補助金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 市民が市内の生花店等で市内産花き類を購入するにあたり、その費用の一部を市が補助することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け需要が低迷している市内産花き類の需要喚起・消費拡大を図るとともに、本事業を契機として、花のある暮らしづくりの推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 花き類 一般消費者向けに販売される切り花や鉢花、花木、観葉植物などの鉢物を指す。なお、生花に限る。
- (2) 割引券 本事業に基づき市が発行する、1,000円（税込み）以上の市内産花き類の購入に対し500円の値引きを行う券。
- (3) 生花店等 市民向けに継続的に(1)を販売する事業者（団体又は法人及び個人）であって、スーパーマーケットやホームセンター、農産物直売所等を含む。

### (補助金の交付対象者)

第4条 市長は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 本市に店舗を有し、市が発行した割引券を利用し市内産の花き類を購入した市民に対し、値引き販売を行った生花店等であること。
- (2) 関係する法令を順守していること。
- (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 国、県その他の地方公共団体の制度による同一目的の支援を受けていないこと。

### (事業の実施基準等)

第5条 補助対象となる経費、補助率並びに補助金の限度額については、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、事業着手日より前に、補助金交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、交付の可否を決定するものとする。

2 申請に係る書類等に疑義等がある場合は、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

3 同条第1項の規定により、交付の可否を決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事故報告等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は事業完了後、実績報告書(別記様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助金振込申込書(別記様式第4号)

(2) 利用済みの割引券

2 補助事業者は、割引券の利用状況について、市から求められたときは、事業完了前であっても、その時点の実績を報告すること。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書(別記様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合

(2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合

(3) その他この要綱の規定に違反した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に

補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第7条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助金交付の実施基準

<p>(1) 補助対象者</p>	<p>市民向けに継続的に花き類を販売する生花店等で要綱第4条の各号に掲げるすべての要件を満たす者</p>
<p>(2) 補助対象経費</p>	<p>新潟市内産の花き類を含む1度の購入額が1,000円（税込）以上の商品について、市が発行する割引券を利用して購入された場合の値引き分（500円）</p>
<p>(3) 補助率</p>	<p>定額</p>
<p>(4) 留意事項</p>	<p>① 対象となる商品には、市内産の花き類が価格又は購入点数のいずれかで、おおむね5割以上含まれているものとする。</p> <p>② 対象となる商品は補助事業者が生産者もしくは市場等から仕入れて、一般市民向けに販売するものに限ることとし、個人の趣味で栽培されたものや無償提供などにより対価なく調達したものを販売した場合は対象外とする。</p> <p>③ 一回の購入で使用できる割引券は一枚までとする。（複数枚の同時使用は不可）</p> <p>④ 他の割引券やギフト券等との併用は不可とする。ただし、事業者が独自に値引きやセット販売などを行った商品が割引券を利用し購入された場合は対象に含めるものとする。</p> <p>⑤ 補助事業者は通常の販売価格から500円を引いた額を割引券利用者から受け取ることとし、通常価格に上乗せした額を販売額としてはならない。</p> <p>⑥ 花き類そのものを対象とし、商品中に含まれる配送等のサービス料やアレンジメント等の技術料、花瓶等の資材料は、原則、対象外とする。</p> <p>⑦ インターネットや通信販売等により補助事業者と割引券の直接の受け渡しができない場合は対象外とする。</p> <p>⑧ 割引券の利用状況が予算の範囲に到達することが見込まれるときなどに、市から補助事業の終了を通知する場合がある。</p>